

予定価格等の事前公表試行に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、入札・契約制度に関する情報を公開することによって、入札・契約制度の透明性・競争性の向上を図るために、大網白里市の発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入れ、業務委託等（以下「建設工事等」という。）に係る契約について、予定価格、最低制限価格及び調査基準価格（以下「予定価格等」という。）の事前公表を試行することに関し、必要な事項を定める。

(公表の対象)

第2 公表の対象は次のとおりとする。ただし、市長が特に指定する契約はこの限りではない。

(1) 一般競争入札及び指名競争入札により執行する建設工事等の契約のうち、別表に定めるものとする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定による随意契約で、建設工事並びに測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務等の建設関連委託業務において、2人以上見積書を徴するもの。

(公表の方法及び時期)

第3 公表は、次のとおり行うものとする。

(1) 一般競争入札により執行する場合は、入札公告に予定価格等及びその他必要事項を記載することにより公表するものとする。

(2) 指名競争入札により執行する場合は、財政課が別記様式1により予定価格公表調書を作成し、指名通知時に通知するものとする。

(3) 第2(2)により執行する場合は、見積依頼書に当該見積の予定価格を記載するものとする。

(入札の執行方法)

第4 入札の執行については、次のとおりとし、定めのない事項については入札公告、入札通知書及び入札要綱によるものとする。

(1) 予定価格を超える入札又は、最低制限価格未満の入札は無効とする。

- (2) 調査基準価格を設けた入札については、大網白里市低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日施行）の規定による。
- (3) 入札の回数は1回とする。
- (4) 市長は落札の有無にかかわらず、当該入札の根拠となった内訳書の提出を求めることができる。
- (5) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年12月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年3月31日までに引渡しを受ける工事等については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和元年9月17日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前に指名通知した工事等については、この要領の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

別表（第2関係）

			一般競争入札		指名競争入札
			事前審査型	事後審査型	
建設工事 （注1）	最低制限価格 を設定	予定価格		入札前公表	入札前公表
		最低制限価格		入札前公表	入札前公表
	調査基準価格 を設定	予定価格	入札前公表		入札前公表
		調査基準価格	入札後公表	入札後公表	入札後公表
建設工事 以外 （注2）	測量・コンサル		入札前公表	入札前公表	入札前公表
	業務委託		入札前公表	入札前公表	入札前公表
	物品・リース		入札前公表	入札前公表	入札後公表

注・建設工事以外の入札案件については、最低制限価格及び調査基準価格は設定しない。